

■ 常任委員会の委員会代表質問

これまで、政策提言等を行うにあたっては、常任委員会において調査・議論を重ね、市長に提言を行っていましたが、市民がその過程を見る機会はありませんでした。

委員会代表質問は、政策提言等を行う過程で実施できるもので、常任委員会で議論・合意形成を進めている提言等について、本会議の場で直接市長に問うことができ、またその過程を市民に見ていただける機会ともなります。議会においても、政策提言等の立案においてより議論を深め、精度を高める好機ともなります。概要は以下のとおりです。

【実施対象委員会】

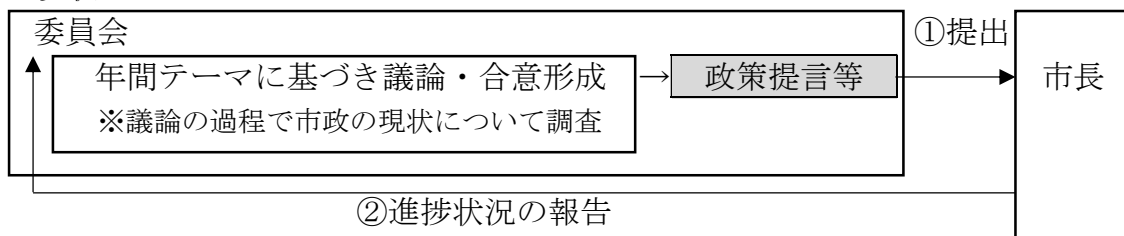
総務教育常任委員会、健康福祉常任委員会及び産業建設常任委員会

【実施可能時期】

6月定例会議会、9月定例会議会及び12月定例会議会

【政策提言等の合意形成過程に関するイメージ】

<現状>



<委員会代表質問の導入後>

